

令和5年第1回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

令和5年5月10日(水) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 2番 近藤晃一

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長		教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長	廣瀬 好郁	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
総 合 政 策 課 長	富士 青美	住 民 課 長	増田 篤人
税 務 課 長	勝井 顯	健康福祉推進室課長	井上 育久
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏
まちづくり推進課長	池田 佳永		
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）
- 第 4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について）
- 第 6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）
- 第 7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）
- 第 9 議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 議案第2号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について

追加日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長選挙
- 第 5 特別委員会の設置及び定数について
- 第 6 常任委員会委員の選任について
- 第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 第 8 特別委員会委員の選任について
- 第 9 まほろば環境衛生組合議会議員の選出について
- 第10 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
- 第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会

午前10時00分

議会事務局長（溝本貴宏） 皆様おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議会事務局長（溝本貴宏） 議会事務局の溝本でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、山岡議員が年長の議員でございますので、御紹介をし、臨時議長をお願い申し上げます。

それでは、議長席によろしくお願いいたします。

臨時議長（山岡 敏） はい。

（山岡議員 議長席に着席）

臨時議長（山岡 敏） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

臨時議長（山岡 敏） 只今、御紹介いただきました、山岡でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本日出席されている議会側並びに理事者側の方より、自席で自己紹介をしていただきたいと思います。

はじめに議会側から、松田議員よろしくお願いいたします。

議員（松田 勝） はい。

臨時議長（山岡 敏） はい。どうぞ松田議員。

議員（松田 勝） 皆さん、おはようございます。松田勝でございます。

2期目に入りましたので、これからも精一杯頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

臨時議長（山岡 敏） はい、続いていってください。

議員（森田裕康） はい。森田裕康です。

これからもよろしくお願いいたします。

議員（福井保夫） 福井です。先般は色々と野球教室ありがとうございました。

全く、町長と一緒に歩んです。よろしくお願いします。

議員（浅野 勉） 浅野勉でございます。今回で第4期目、13年目を迎えております。

今度ともよろしくお願い申し上げます。

議員（上林勝美） 上林勝美です。新しく安堵町議会に加わらせていただくことになりました。どうか、よろしくお願いいたします。

昨年6月に、三浦博さんが亡くなられてまして、皆様には大変お世話になり本当にありがとうございました。私も、その三浦博さんの遺志を受け継ぎ、安堵町政、暮らしやすい、そして老後安心、子育て応援、頑張っていきたいと思います。

どうか、御指導の程よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

議員（増井敬史） 増井敬史でございます。1期目は途中で問題がありまして辞めまして、2期目は何とか無事終わりましたので、3期目も皆様に御迷惑をお掛けしないように任期を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議員（森田 瞳） 森田でございます。何卒よろしくお願いいたします。

臨時議長（山岡 敏） はい。最後に私、山岡でございます。

続きまして、理事者側より、町長より順次お願いします。

町長（西本安博） はい。おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 町長の西本でございます。議会議員の皆様方も新しい体制になりました。

これからまた4年間、一緒に切磋琢磨しながら町の発展のために頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

副町長（富井文枝） 皆様、おはようございます。副町長の富井でございます。引き続き御協力、御鞭撻の程よろしくお願いいたします。

教育長（辰己秀雄） 教育長の辰己でございます。引き続き皆様方の御支援を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

総務部長（吉村良昭） 総務部長の吉村です。よろしくお願いいたします。

住民生活部長（吉田一弘） 住民生活部長の吉田一弘です。どうぞよろしくお願い致します。

事業部長（廣瀬好郁） 事業部長の廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（辻井弘至） おはようございます。教育委員会事務局の次長の辻井です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育推進課長（吉田彰宏） 教育推進課長の吉田と申します。どうぞよろしくお願い致します。

会計室長兼会計管理者職務代理（西田淳二） おはようございます。会計室長兼会計管理者職務代理の西田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

総合政策課長（富士青美） 総合政策課 富士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

危機管理室課長（吉田裕一） 危機管理室課長の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。

税務課長（勝井顯） 税務課の勝井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

住民課長（増田篤人） 住民課長の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

子ども家庭推進室課長（藤岡征章） 子ども家庭推進室 藤岡です。よろしくお願いいたします。

健康福祉推進室課長（井上育久） 健康福祉推進室の井上と申します。よろしくお願いいたします。

事業課長（池田佳永） 4月より機構改革がございまして、新たに事業課長に就任しました池田でございます。よろしくお願いいたします。

臨時議長（山岡 敏） 最後になりましたが、事務局お願いします。

議会事務局長（溝本貴宏） 議会事務局の溝本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局主事（宮前智貴） 事務局主事 宮前と申します。よろしくお願いいたします。

臨時議長（山岡 敏） はい。ありがとうございました。

これで自己紹介を終わります。

只今から、令和5年第1回安堵町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は8名です。

近藤議員からは、本日の会議を欠席する届が提出されています。

定数に達していますので会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい。

臨時議長（山岡 敏） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 改めまして、おはようございます。

(「おはようございます」という声あり)

町長（西本安博） 清々しい若葉の季節となりました。3年前から猛威を振るってまいりました新型コロナウイルス感染症が、今月8日より「2類」から「5類」へと移行し、季節性のインフルエンザ等と同等のものと位置付けられました。それによりまして、本日の本会議からはマスクの着用は個人の判断となります。コロナ禍前の姿が戻りつつあることに安堵しておるところでございます。

また、4月に行われました知事選挙で初当選された山下真新知事は、今月8日に初登庁し、職務をスタートされております。奈良県のさらなる発展のために市町村との連携が進むことを注目されるところでございます。

そのような折ではございますが、令和5年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、今回提出する案件でございますが、報告6件、人事案件1件、令和5年度補正予算が1件、合計8件でございます。御審議いただく前に、各案件について順を追ってその概略を説明させていただきます。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法等の一部改正法、政令等が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例について所要の改正を行うことを専決処分いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」は、地方税法施行令の一部改正する政令等が令和5年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例について所要の改正を行うことを専決処分いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について）」は、令和5年4月1日からの本町組織改編に伴って、事業部の課の名称を変更するため、必要な改正を行うことを専決処分いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）」も、令和5年4月1日からの本町組織改編に伴い、担当課の名称を変更するため、必要な改正を行うことを専決処分いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正

予算（補正第1号）について）」は、65歳以上の方、基礎疾患のある方等を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用を増額するために、予算を補正いたしました。令和5年3月24日付け厚生労働省からの通知を受けて、早急に集団接種の準備等を進める必要があるため、4月3日に専決処分をいたしましたので御報告するものでございます。

続きまして、報告第6号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」は、食費等の物価高騰に直面し、家計に影響を受ける低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業を実施するための補正予算でございます。当該事業実施の通知を令和5年4月10日付けで、こども家庭庁から受けて、早急に対応する必要があったため、4月21日に専決処分をいたしましたので御報告をするものでございます。

次に、議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、議会議員選出の福井保夫委員が4月29日をもって任期満了となりましたので、次期の議会選出監査委員に、議会から御推薦をいただいた近藤晃一議員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

そして、議案第2号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」は、本町の旧美化センターを解体して、まほろば環境衛生組合廃棄物運搬中継施設を施工するにあたり、同敷地内の擁壁等を撤去するために必要な経費を増額するものでございます。奈良県との協議の結果が3月22日に通知がございました。4月に経費の算定ができましたので今回、予算を補正するところでございます。

以上、簡単に説明をいたしました但、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

臨時議長（山岡 敏） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は只今着席の議席とします。

臨時議長（山岡 敏） 日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定により、指名推選にしたいと思い

ます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（山岡 敏） はい。異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（山岡 敏） はい。異議なしと認めます。

従って、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に浅野議員を指名します。

お諮りします。

只今、指名しました浅野議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（山岡 敏） はい。異議なしと認めます。

従って、只今、指名しました浅野議員が議長に当選されました。

只今、議長に当選された浅野議員が、議場におられます。

安堵町議会会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、浅野議員より議長当選の承諾及び就任の御挨拶をいただきます。

議員（浅野 勉） はい。

（浅野議員 登壇）

議員（浅野 勉） おはようございます。

(「おはようございます」という声あり)

議員(浅野 勉) 本日の臨時会におきまして、指名推選による満場一致にて議長に就任させていただきました浅野でございます。身に余る光栄でありますとともに職責の重大さを深く感じているところであります。本議場は安堵町の行政施策を決定する神聖な場所であることを実感し、議場の秩序を保持し、議会制民主主義に基づく、議会制度による運営をしていくことを確認いたします。

議会は住民の皆様方の多様な御意見を町行政に反映するという原点に立ち、さらなる安堵町の発展のために、今後も財政健全化への取組を継続し、町行政と密接に連携を取り合いながら職責を果たす所存です。

今後とも、より一層のお力添えと御協力を賜りますようお願いを申し上げ、議長就任の御挨拶とさせていただきます。令和5年5月10日、議長 浅野勉。

よろしくお願いいたします。

(拍手)

臨時議長(山岡 敏) はい。続きまして、議長章の授与を行います。

中央へお願いします。

(議長章 授与)

議員(浅野 勉) ありがとうございました。

(拍手)

臨時議長(山岡 敏) 以上で、臨時議長の職務は終了いたしました。新議長と交代させていただきます。

浅野議長、議長席にお着き願います。

(浅野議長 議長席に着席)

議長(浅野 勉) それでは、只今より議長の職務を行います。

これより会議規則第18条の規定により、議事日程を追加したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

よって、日程を追加することに決定しました。

追加の議事日程を配付いたします。

(事務局より「追加議事日程」の配付)

議長(浅野 勉) お諮りします。

只今お配りしました追加日程第1から追加日程第10までを日程に追加し、先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

従って、日程の順序を変更し、追加日程第1から追加日程第10までを先に審議することに決定しました。

追加日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、只今、着席のとおり指定します。

それでは、議席の標柱を立ててください。

議長(浅野 勉) 追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 松田勝議員、3番 森田裕康議員を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） 追加日程第3「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長（浅野 勉） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

副議長に山岡議員を指名します。

お諮りします。

只今、指名しました山岡議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

従って、只今、指名しました山岡議員が副議長に当選されました。

只今、副議長に当選された山岡議員が議場におられます。

安堵町議会会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

それでは、山岡議員より副議長当選の承諾及び就任の御挨拶をいただきます。

7番(山岡 敏) はい。

(山岡議員 登壇)

7番(山岡 敏) 只今、副議長という重責を任されました。お受けした以上は一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

これで私も副議長、これ5回目ですので、責務については十分、知っている訳でございます。しかしながら、皆さんの御支援、御協力無くして責務は果たせません。

どうか今まで以上に、皆様方の御協力、御支援をお願い申し上げまして私の、副議長の御礼とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

(拍手)

議長(浅野 勉) はい。よろしくお願い申し上げます。

議長(浅野 勉) 追加日程第5「特別委員会の設置及び定数について」を議題とします。

お諮りします。

特別委員会の設置及び定数について、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、「子供及び子育て世代対策特別委員会」を設置し、委員定数を9名とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

従って、子供及び子育て世代対策特別委員会を設置し、委員定数を9名とすることに決定をいたしました。

議長（浅野 勉） 追加日程第6「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

委員会条例第2条の規定により、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の定数は9人です。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、松田議員、近藤議員、森田裕康議員、福井議員、上林議員、山岡議員、増井議員、森田瞳議員、私 浅野、以上の全議員を各常任委員会委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

只今、指名したとおり、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の委員に選任することに決定しました。

議長（浅野 勉） 追加日程第7「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきまして、委員会条例第7条第4項の規定により、松田議員、森田裕康議員、福井議員、増井議員、森田瞳議員、以上の5名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

只今、指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することを決定しました。

議長（浅野 勉） 追加日程第8「特別委員会委員の選任について」を議題とします。

子供及び子育て世代対策特別委員会の定数は9人です。

お諮りします。

特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、松田議員、近藤議員、森田裕康議員、福井議員、上林議員、山岡議員、増井議員、森田瞳議員、私 浅野、以上の全議員を子供及び子育て世代対策特別委員会委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

只今、指名しましたとおり、子供及び子育て世代対策特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

議長（浅野 勉） 追加日程第9「まほろば環境衛生組合議会議員の選出について」を議題とします。

お諮りします。

まほろば環境衛生組合同約第6条の規定により、議長は決定しておりますが、議員のうちから1名を議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

森田裕康議員を指名いたします。

お諮りします。

只今、指名いたしました森田裕康議員をまほろば環境衛生組合議会議員に選出することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

まほろば環境衛生組合議会議員に、森田裕康議員と私、議長の浅野、2名を選出することに決定いたしました。

議長（浅野 勉） 追加日程第10「山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について」を議題とします。

お諮りします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同約第5条の規定により、議員のうちから1名を議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

近藤議員を指名いたします。

お諮りします。

只今、指名いたしました近藤議員を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に選出することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に、近藤議員を選出することに決定いたしました。

只今10時30分です。

各委員会の正副委員長を互選するため、10時50分まで暫時、休憩いたします。

休 憩（午前１０時３０分）

再 開（午前１０時５０分）

議長（浅野 勉） それでは、全員お揃いですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長が決まりましたので報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長 増井敬史議員、副委員長 森田裕康議員。

文教厚生常任委員会委員長 福井保夫議員、副委員長 松田勝議員。

議会運営委員会委員長 松田勝議員、副委員長 森田瞳議員。

子供及び子育て世代対策特別委員会委員長 浅野勉議員、副委員長 松田勝議員。

選任された委員長、副委員長につきましては、よろしくお願いいたします。

議会だより編集部会につきましては、部長に松田勝議員、副部長に浅野勉議員を選任し、全議員で議会だよりの編集に取り組んでいきます。

議長（浅野 勉） 日程第３ 報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井顯） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井顯） おはようございます。税務課の勝井です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令及び省令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日に施行されたことに伴いまして、令和5年度以降の賦課及び手続等に影響を及ぼしますので、専決処分とさせていただきました。

主な改正内容でございますが、電気自動車等を取得した場合における現行の軽自動車税種別割の軽課措置等について、適用期限を3年延長する措置に伴う改正でございます。

続きまして、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った区分所有のマンションに係る税額の軽減措置の創設に伴う規定の整備でございます。

続きまして、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正、その他法律改正に合わせる改正及び条例の項ズレ等の改正でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書の6枚目の新旧対照表1ページをお願いいたします。

1ページの第46条の改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。第48条第1項及び第5項の改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

次の、2ページの第50条第1項及び第2項の改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

次の、3ページにかけての第98条第1項及び第5項の改正も、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。101条の改正も、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正でございます。

次の、4ページです。附則第8条第1項の改正は、適用期限を延長する法律改正に合わせた改正でございます。附則第10条の改正は、令和3年度の改正における法附則第64条を削る改正の規定の施行に伴う改正でございます。

次の、4ページから6ページにかけての附則第10条の2の改正は、大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の軽減措置の、わが町特例の割合を定める規定の整備及び法律改正による項ズレの反映に伴う改正でございます。

次の、7ページにかけての附則第10条の3第12項、第13項及び第14項の改正は、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の軽減措置を受けようとする者がすべき申告について、規定の整備及び条例の項ズレに伴う改正でございます。附則15条の2の改正は、臨時的軽減措置に係る規定を削除する法律改正に伴う規定の削除でございます。附則15条の2の2の改正は、条例の条ズレに伴う改正でございます。附則15条の6の改正は、臨時的軽減措置に係る規定を削除する法律改正に伴う規定の削除でございます。

次の、8ページから10ページにかけての附則16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリ

ーン化特例について、特例の適用期限を3年延長する措置に伴う改正及び条例の項ズレの反映でございます。

次の、11ページにかけての附則第16条の2第1項の改正は、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

次の、12ページにかけての附則第17条の2第1項及び第2項の改正は、適用期限を延長する法律改正に合わせた改正でございます。

最後に、附則第24条の改正は、条例の規定の整備に伴う改正でございます。

なお、本条例の施行期日は令和5年4月1日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第4 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」、説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことにより、安堵町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直し並びに一部規定の適正化を図るための文言整理でございます。

また、本改正につきましては、令和5年度の賦課に係るものですので、令和5年3月31日の専決処分とし、令和5年4月1日施行とさせていただきました。

それでは、詳細につきまして新旧対照表により説明させていただきます。議案書を3枚めくっていただきまして、4枚目をお願いいたします。

新旧対照表1ページ、第2条第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を「20万円」から「22万円」、2万円を引き上げるものでございます。

第22条本文につきましては、軽減して得た額が課税限度額を超えないようにするためのもの

ので、第2条の課税限度額の改正と同様に改正いたします。

続きまして、1ページ下段から2ページにかけてでございますが、同条第2号につきましては、5割軽減対象世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の一人当たりの額を「28万5,000円」から「29万円」に拡充いたします。

続きまして3ページ、同条第3号につきましては、2割軽減対象世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の一人当たりの額を「52万円」から「53万5,000円」に拡充いたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページ以降の改正は、対応する法令の規定の書きぶれに合わせ、規定の適正化を図ります。第22条の2につきましては、規定中「第22条の3」を「第23条の3第1項」に改め、次に下段、第23条の3第2項では、特例対象被保険者等に係る申告の提出書類の説明を「その他特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改めます。

次に5ページ、附則第2項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同条」を「同条第1項」に改め、第3項、6ページの第4項、第6項、7ページの第7項、第8項、8ページの第9項、第12項、9ページの第13項まで、これはすべて同様の改正でございますが、これらの規定中、「第22条第1項の」を「第22条の」に改めます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御承認よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 続きまして、日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） おはようございます。事業課の池田です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

令和5年4月1日から、本町組織の改編に伴って課名が変更となったため、一部を改正、専決処分とさせていただきました。主な改正でございますが、「建設課長」を「事業課長」に、「都市整備課」を「事業課」に改めます。

なお、本条例の施行期日は令和5年4月1日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第3号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。先ほどの報告第3号と同じく、令和5年4月1日から本町組織改編に伴って、担当課の名称が変更となったため、一部を改正、専決処分とさせていただきました。

主な改正でございますが、「まちづくり推進」を「事業」に改めます。

なお、本条例の施行期日は令和5年4月1日でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月30日専決、安堵町長 西本安博。

次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第4号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第7 報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 総合政策課 富士です。よろしくお願いします。

報告第5号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」、説明をいたします。

本件は、65歳以上の方及び基礎疾患のある方を対象とする新型コロナウイルスワクチン接種に係る諸経費を補正するものです。

補正予算書第1表 歳入歳出予算補正3ページを御覧ください。

歳出。4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額9,525万5,000円、補正額1,660万5,000円、補正後の額1億1,186万円となります。

1ページ戻っていただいて、2ページの歳入です。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額1億7,334万円、補正額410万円、補正後の額1億7,744万円。2項 国庫補助金、補正前の額6,656万円、補正額1,250万5,000円、補正後の額7,906万5,000円。

以上により、歳入歳出ともに合計は、補正前の額36億円、補正額1,660万5,000円、補正後の額36億1,660万5,000円となります。

なお、ワクチン接種（特例臨時接種）の実施が本年3月24日付け厚生労働省からの、「令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について」の通知を受けて、諸準備を早急に進める必要があったため、4月3日に専決処分させていただきました。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

2枚目をお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月3日専決、安堵町長 西本安博。

次のページの第1表以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしく願います。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第5号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第5号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第8 報告第6号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） では、報告第6号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）」、御説明させていただきます。

本件は、食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給するために補正するものです。

補正予算書第1表 歳入歳出予算補正3ページをお願いいたします。

歳出。3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額4億1,048万3,000円、補正額711万2,000円、補正後の額4億1,759万5,000円。

2ページ、歳入の部です。15款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額7,017万円、補正額711万2,000円、補正後の額7,728万2,000円。当事業は全額、県費の対象となります。

以上により、歳入歳出ともに合計は、補正前の額36億1,660万5,000円、補正額711万2,000円、補正後の額36億2,371万7,000円となります。

なお、物価高騰の影響を受ける低所得子育て世帯に対して支給する通知が本年4月10日に

あり、早急に対応する必要があったため、4月21日に専決処分させていただきました。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和5年5月10日報告、安堵町長 西本安博。

2枚目の専決処分書です。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月21日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ711万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,371万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月21日専決、安堵町長 西本安博。

第1表以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより報告第6号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

報告第6号は原案のとおり承認されました。

議長(浅野 勉) 日程第9 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を説明させていただきます。

本町監査委員二人のうち、議会議員から選任された福井保夫委員の任期が、議員の任期満了と合わせて4月29日に任期満了となりました。そのため、次の同委員に選任する監査委員として、議会から推薦していただいた近藤晃一議員を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

氏名 近藤晃一 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■生(■■歳)

なお、次の任期は、本日可決いただきました5月10日から令和9年4月29日までと考えております。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、これより議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。

お座りください。

議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第10 議案第2号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第2号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について」、御説明いたします。

本件は、安堵町環境美化センター跡地を盛り土して、まほろば環境衛生組合廃棄物運搬中継施設を建設するにあたり、旧環境美化センター敷地の擁壁等の撤去について、撤去規模や位置

等の、奈良県との協議に時間を要しまして、協議の結果通知が本年3月22日にあり、4月に必要経費の算定ができましたので、係る費用を増額補正するものでございます。

補正予算書第1表 歳入歳出予算補正3ページを御覧ください。

歳出。4款 衛生費、1項 清掃費、補正前の額4億31万4,000円、補正額2,651万円、補正後の額4億2,682万4,000円となります。

1ページ戻っていただいて、2ページ歳入の部を御覧ください。18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億6,728万円、補正額2,651万円、補正後の額2億9,379万円となり、当事業には財政調整基金繰入金を充てさせていただきます。

以上により、歳入歳出ともに合計は、補正前の額36億2,371万7,000円、補正額2,651万円、補正後の額36億5,022万7,000円となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

令和5年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第2号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,651万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,022万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月10日提出、安堵町長 西本安博。

第1表以降は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 討論なしと認めます。
これより、議案第2号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。
お座りください。
議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(浅野 勉) お諮りします。
お手元に配布しています、追加日程第11号「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」
を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。
追加日程第11号「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題と
することに決定いたしました。
追加日程第11「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。
議会運営委員長から議会の運営に関する事項について、会議規則第69条の規定により、お
手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。
よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（浅野 勉） 最後に、報告事項といたしまして、令和5年度王寺周辺広域市町村圏議長の会長を安堵町の議長が務めることになっています。

また、生駒郡町村議長会におきましては、令和4年度に引き続き、副会長と奈良県町村議会議長会の理事、そして奈良県広域消防組合議会議員についても、令和4年度に引き続き、安堵町の議長が務めることを報告いたします。

議長（浅野 勉） これを持ちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回安堵町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会

午前11時44分
